

新型コロナウイルス感染症への対応（5月11日付け）

国の緊急事態宣言の延長を受け、当センターの行事・就業に関して周知させていただきます

奈良県より

このたび、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、全都道府県を対象に、5月31日まで延長されました。

奈良県では、直近の1週間でも10人の感染者が発生しており、近隣の大都市においても、まだまだ感染者が多いことから、ここで措置を緩めると一気に感染拡大となる懸念があります。

県民の皆様、事業者の皆様には、5月31日まで、外出自粛、施設休業などによる感染拡大防止の取り組みの継続をお願いします。

1 センターの行事等について

国の安全宣言が出るまでは、センターでの会議・行事は自粛します

- ・各種会議（理事会・地域班班長会議 等）
- ・各種活動（地域班活動・女性部の各種講座・ボランティア活動等）
- ・各種講習（派遣会員講習・安全に関する講習 等）
- ・入会説明会（入会希望者は書類送付にて対応）

6月以降についても当面の間、電話⇒郵送での対応となります

定時総会について（例年5月末開催 今年度 6月末予定）

国・上部団体等から定時総会の開催に関しまして、出来るだけ参加人数を絞った形で開催する方法を推奨するとの通達がありました。その為、書面による決議や議決権の代理行使での対応を考えています

2 注意して頂きたい事

〈 就業会員の方 〉

感染症予防対策と、就業に関して徹底して頂きたい事

- ① 就業前に体温チェックをして頂き、37.5℃以上の発熱・体調不良時は症状が改善するまで就業を自粛して下さい

体調が悪い方や、就業に関して不安がある方はご連絡下さい

奈良市新型コロナウイルス感染症相談窓口 0742-95-5888

シルバー事務局 0742-50-4004

- ② 就業場所で換気できる場合は、出来るだけ換気して下さい

- ③ 就業時及び就業途上は屋外であってもマスクを着用して下さい

就業前・就業後の手洗い・うがい・手指消毒を徹底して下さい

※マスクが無い場合は手作りか代用品で工夫して対応して下さい

- ④ 就業先で就業日数の相談を受けた場合や、施設の休館等が発生した場合は、事務局担当までご連絡下さい

奈良県が施設の使用制限を行っている施設については、就業を停止しておりますが、一部の就業先については継続して就業しております

- 文化施設（奈良市立幼稚園・小中学校教育施設 用務員業務）
生徒が登校しておらず、教職員等も交代勤務となっており「3つの密」を回避できている為、就業を継続しています

社会生活を維持する上で必要な施設

- 生活必需物資販売施設（スーパー等）
営業時間・営業日等の対策を実施して頂いており、マスク着用にて作業に従事しています

※一部、就業会員及びご家族の方から、3つの密を避ける事が出来ない等の相談を受けた就業先については、一旦就業を自粛しています

- 保育園清掃業務
原則、家庭保育となっており、園児の登園が限られている為、体温チェック、マスク着用にて作業を継続しています

- 住宅施設等の清掃作業（マンション共用部分清掃等）
屋外作業で住民の方と密閉、密集、密接作業で無い為、マスク着用にて作業を継続しています

- 一般家庭向け業務 剪定・除草・営繕・お手軽利用サービス
発注者及び作業会員及びご家族の方から不安、心配のご連絡を多数頂いており、緊急事態宣言の期間については、5月20日まで一旦就業を自粛とさせて頂いております

再開については、政府が5月14日に発表する再評価の発表を参考に判断をさせていただきます

（該当会員の方へは、各職群班・地域班班長を経由して連絡させていただきます）

- その他の就業先及び業務で就業されている方（会員・ご家族）で、不安を感じながら就業されている方については、事務局担当まで連絡をお願いします。

[全 会 員 の 方 へ]

政府発表の「新しい生活様式」を今後の日常生活に取り入れて下さい

【 一 例 紹 介 】

感染防止の3つの基本 ・ 身体的距離の確保 ・ マスクの着用 ・ 手洗い
移動に関する感染対策 ・ 地域の感染状況に注意する 他



外出控え **密集回避** **密接回避** **密閉回避** **換気** **咳エチケット** **手洗い**

[買 い 物] ・ 一人または少人数ですいた時間に 他
[公 共 交 通 機 関] ・ 会話は控える・混んでいる時間帯は避けて 他
詳しくは厚生労働省のホームページでご確認下さい